

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

国民一般向け業務に係る平成 29 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫	監査役	大和田 桂 則 ⑩
	監査役	塩 澤 裕 晶 ⑩
	監査役	高 橋 伸 子 ⑩
	監査役	山 田 雄 一 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

農林水産業者向け業務に係る平成 29 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

塩 澤 裕 晶 ⑩

監査役

高 橋 伸 子 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

中小企業者向け業務に係る平成 29 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

塩 澤 裕 晶 ⑩

監査役

高 橋 伸 子 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

信用保険等業務に係る平成 29 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

塩 澤 裕 晶 ⑩

監査役

高 橋 伸 子 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

危機対応円滑化業務に係る平成 29 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

塩 澤 裕 晶 ⑩

監査役

高 橋 伸 子 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩

株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 44 条第 1 項の規定による監査役の意見

特定事業等促進円滑化業務に係る平成 29 年度決算報告書は、適正なものと認めます。

平成 30 年 5 月 31 日

株式会社日本政策金融公庫

監査役

大和田 桂 則 ⑩

監査役

塩 澤 裕 晶 ⑩

監査役

高 橋 伸 子 ⑩

監査役

山 田 雄 一 ⑩